

新型コロナウイルス感染症が 5類になって変わったこと

問い合わせ／健康づくり課健康管理担当（内線2649）

5月8日より新型コロナウイルス感染症の法令上の位置づけが5類になりました。

法令に基づき行政がさまざまな要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとした対応に変わっています。

医療費



治療費に自己負担が発生
※治療薬と入院費用の
一部公費支援は継続

受診に迷ったときの相談先



県コロナ総合相談センター
(☎0570-783-770・聴覚障がい
の方向けFAX050-8887-9553)

外来・入院



体調不良時や発熱などの
症状がある場合は
かかりつけ医に相談

マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

本人の意思に反して着脱
を強いることがないよう
配慮をお願いします。



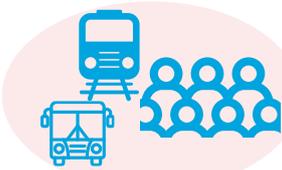
厚生労働省HP

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問するとき



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車するとき

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行くとき

新型コロナワクチン 接種のお知らせ



市HP

問い合わせ／市新型コロナワクチンコールセンター（☎0120-110-795・聴覚障がいの方向けFAX543-5749）

令和5年春開始接種の接種券を送付しています

65歳以上の方には接種券を送付済みです。ただし、3～5回目が未接種の方には、お手持ちの接種券で令和5年春接種が可能のため、新たに接種券を送付していません。

接種券を紛失した方は、再発行できますのでコールセンターへご連絡ください。

※基礎疾患がある方、医療・介護従事者等で、接種を希望する方は接種券の発行申請が必要です

